

緑の風 FAX版



NO. 92 2019年3月6日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ



JR東労組申第16号
2019年3月6日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二 殿

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口 浩 治



「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定」等について、この間発生した36協定違反に対して、根本的問題が要員問題であることを明らかにし、時間外労働の削減や適正な労働時間管理を行っていくことを労使の共通認識として取り組んできました。

2018年7月、労働基準法改正をはじめとする「働き方改革関連法」が成立しました。その大きなテーマの一つである「長時間労働の是正」について、罰則付き時間外労働の上限規制導入、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの努力義務化、健康管理措置の強化などに関する法改正が行われました。

そして、2019年4月から労働基準法が改正・施行になります。具体的には、特別条項付き協定届の様式が新設され、限度時間を超えて労働させることができる場合とその回数や手続きについて、また限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置として、10項目のいずれかを記載することが義務化されます。その他にも1ヵ月100時間未満（法定休日労働含む）、2ヵ月から6ヵ月まで平均して80時間以内（法定休日労働含む）の要件を満たすことを労使双方で確認するためのチェックボックスが新設されます。

労働基準法の改正に関わる制度の問題であり、具体的にどのように職場で実施されていくのか明確にする必要があります。組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持てる職場と36協定違反と労働基準法違反の撲滅に向けて、下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 法改正を受けてこれまで以上に時間外労働の削減に努めること。36協定違反を撲滅するため、適正な労働時間管理を行うこと。
3. 1ヵ月100時間未満（法定休日労働含む）、2ヵ月から6ヵ月まで平均して80時間以内（法定休日労働含む）の要件を満たすことを労使双方で確認するためのチェックボックスが新設されるが、チェックの方法などを明らかにすること。また、チェックの際は協定締結者と確認の上、記入すること。
4. 36協定第3条で規定する特別延長時間は現行のまま35時間とすること。
5. 過半数代表者選出にあたっては、民主的な選挙手続きを行うこと。

以上

提出！

『安全・健康・ゆとり・働きがい』のある職場を創りたい！！
36協定違反を撲滅し、